

第13回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年4月6日（木）12:59～13:53

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、
原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、國領二郎、佐久間総一郎

（事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

基本計画策定のための作業方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 まだお見えでない方がいらっしゃいますが、時間となりましたので、第13回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

野坂委員、堤専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、基本計画策定のための作業方針について御議論を頂戴したいと思います。

まず、事務局より御説明をお願いします。

よろしくをお願いします。

○刀禰次長 それでは、御説明させていただきます。

具体的な資料といたしましては、本日、資料1ということで「基本計画策定のための作業方針の骨格（たたき台）」をお手元に配付しているところでございます。ここに入ります前に、先般のこの行政手続部会以降の経緯につきまして、改めまして若干の御報告をさせていただきます。

先日、3月29日の行政手続部会におきまして、この参考資料2で配付しておりますが、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」という文書につきまして、この部会で取りまとめとして御決定いただいたところでございます。

その後、総理官邸に場所を移しまして、規制改革推進会議が行われまして、部会長からこの内容について御報告をいただくとともに、経済3団体のトップの皆様にも御出席いただいて、改めて御要望もいただいたところでございます。

それを踏まえまして、総理からは、この3団体の御要望を踏まえて、政府を挙げて、規

制改革、行政手続の簡素化、IT化について一体改革に取り組んでまいりますという御発言があったところでございます。さらに具体的に、行政手続コストの20%以上の削減を目指します、全ての分野について行政手続を電子のみで完結できる、同じ情報を一度だけ提出すれば済む、書式・様式は統一されたものを使うという3つの原則を徹底するよう、しっかりと指示いたします、各省庁に対しては6月までに削減計画を策定し公表することを指示いたします、規制改革推進会議の公開プロセスにおいてレビューを行い進捗を管理します、加えて、地方公共団体の手続についても、同じ手続であっても自治体ごとに書式・様式が異なり、多くの作業時間がかかる場合があるといった実態があります、地方公共団体においても、国の取組と連携して改善するよう協力を要請します、こうした取組を通じ、わが国で活動する企業の生産性向上と働き方改革を強力に後押ししてまいります、と、こういったご発言があったところでございます。

当日の会議を踏まえまして、31日の金曜日には、閣議後の閣僚懇談会におきまして、山本担当大臣から、各閣僚に改めましてこの取りまとめに関する作業について協力を要請したところでございます。また、お昼の次官等連絡会議におきましても、内閣府の西川次官から各省の事務次官等と同じような要請をしております。また、同日31日は関係省庁の課長会議も開きまして、この内容について各省に周知をしたところでございます。

その後のことということで本日の作業に入るわけですが、先般の行政手続部会の締めめのときのタイミングで、部会長から、来月早々より基本計画の策定に必要な作業方針について議論をしたい、4月中に作業方針を各省庁に示す必要があるというお話がございました。

そのお話を踏まえまして、作業方針という、ある意味では事務的な作業のもととなる紙でございますけれども、部会長の御指示を踏まえまして事務方で作成をしたものが資料1でございます、作業方針の骨格のたたき台となっているということでございます。

この後、参事官から具体的な内容は御説明いたしますが、日数の制約もあり、本日までのところで作業方針として、こういう事項を盛り込んでどうかという内容を、部会長と御相談しながら盛り込ませていただいているところでございます。

本日、このたたき台を踏まえまして、委員の方々から忌憚のない御意見をいただきまして、意見交換を行い、それを踏まえまして、今度は近日中に各省庁にこのたたき台と委員からの御意見というものの概要をお示しした上で、各省庁にも、ある意味では、実現可能性とか、実務的な問題点の有無という点を確認したいと思っているところでございます。

そういったことを踏まえまして、部会長の御指示のもとで次回の行政手続部会に作業方針案をお示ししたいと考えております。部会長からは4月中にということですが、4月中に各省庁に作業を始めていただきたいと思っておりますので、できますれば、次回のこの行政手続部会では、この作業方針を御決定いただくか、もし多少の点が残っていた場合は部会長一任という形で御了解いただいた上で、4月の下旬には各省庁に伝達し、6月までの基本計画策定の作業に早々に取りかかっていたいただきたいと思いますところでございます。

以上が前置きでございますが、具体的な資料の内容につきましては、参事官から御説明いたします。

○高橋部会長 よろしく申し上げます。

○大槻参事官 それでは、資料1について御説明をいたします。適宜部会取りまとめであります参考資料2も参照しながら御説明したいと思います。

最初の注でございますけれども、部会取りまとめの18ページ目をごらんください。こちらに、重点分野については、以下のように計画的取組を進めるとありますけれども、重点分野ごとの基本計画をどの単位で作るのかといったことまでは詳細は書いてございませんので、まず、この点をこの資料1の注の一番最初に設けたところです。すなわち、基本計画は各重点分野について各省庁別に作成することを前提に記載と。具体的には、例えば、ある省の重点分野が営業の許可・認可に係る手続と補助金の手続である場合は、その省は営業の許可・認可の手続について1つの基本計画を作り、補助金についてまた1つの基本計画を作り、都合2個の基本計画を作成することになります。

「1 共通編」とありますけれども、その趣旨については、注1にございますが、全部で9つの重点分野を定め、それは部会の取りまとめの13ページにございますけれども、この9分野のうち、国税、地方税以外の7つの分野を対象としたものをまずは共通編と整理しております。注2ですけれども、以下、営業の許可・認可に係る手続について記述し、他の分野の手続については、適宜、読み替えることとすると。個別の注を付したものはそれに従う。国税、地方税を除きました7分野につきましては、共通する部分が多いところでございますので、それを共通編としますけれども、この下はまずは営業の許可・認可を中心に記載をしていくという趣旨でございます。

「(1) 対象手続の一覧表の作成」とあります。基本計画の策定に当たりましては、まず、対象手続を特定する必要があるということで、重点分野ごとに一覧表を作成することをまずは考えてございます。

①ですが、対象手続は、民間事業者が行う手続を対象とする。独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人）、地方公共団体、事業に関係のない個人については除かれるということにしています。取りまとめの2ページをごらんいただくと、一番最初の日本再興戦略2016の閣議決定の文章がございますけれども、この中でも、今回の取組はまさに事業者目線で行うということがありますので、民間事業者が行う手続を対象とするという整理になるかと思えます。

②ですけれども、別添の「基本計画の対象手続一覧表」（作成中）に必要事項を記載するというので、フォーマット状の一覧表を作成する予定ですが、今日はまだ作成中ということで別添は付けてございません。

③ですが、対象とする手続は、事業の開始時のみならず、継続・拡大時、終了・承継時までを含むとしております。今般、事業者アンケートを行ったところですが、このような3つの時点に分けてアンケートをとったところなのですが、重点分野に関しまして

は、おおむねこの3つの時点についてニーズが見られたということでございますので、これを確認の上で書いたということでございます。

注がありまして、例えば、「営業の許認可等」については、「～を営もうとする者は、許可を受けなければならない」、「〇〇事業を行おうとする者は許可を受けなければならない」等の規定に基づく許認可等のほか、当該規定の置かれている法令において、事業者が事業の開始、継続・拡大、終了・承継に必要となる許認可等を含むものであるとしています。この趣旨は、事業開始時に、一番大もとになる営業の許可といったものは比較的特定しやすいと考えられますので、そこのベースでまずは見て、そういった当該規定の置かれている法令に着目して、その中で事業者に必要な他の許認可等についてもあわせて対象とするという考え方でございます。括弧内で、例えば、事業を行う際に、道路の使用許可などが必要としても、当該許可は含まれないとありますけれども、この当該許可の規定が置かれていない法律、例えば、この場合は道路交通法になりますけれども、こういったものの許可は対象としないということでございます。

④ですけれども、「基本計画の対象手続一覧表」には、「許認可等現況表（平成27年4月1日現在）」を参考して、i 手続の名称と根拠法令（所管局等名、所管部課名、事項名、根拠法令、条項）（平成29年4月1日現在）にii 手続の申請等件数（オンラインでの件数、非オンラインでの件数、全体件数）（原則として平成28年度分）を記載するとしております。これは昨年の10月ごろの第2回の部会でも御紹介しましたけれども、総務省で許認可等の統一的把握というものを隔年度で行っていきまして、許認可等の根拠条項数を調べております。最新のものは28年3月に公表された27年4月1日現在のものなので、これを参考にすれば、今回、各省庁において対象とする申請等の手続について、所管部局とその他の情報は既にその中でございますので、作成しやすいのではないかと考えております。ただ、このiiで言うております手続の申請等件数については、現況表にはありませんので、今回、各省で作業をお願いすることになります。

2 ページ目です。注1ですけれども、基本計画策定までに記載できない項目がある場合には、その具体的理由を欄外に記載するとあります。今、申しましたように、28年度の件数のデータを書いてほしいといったことなのですけれども、例えば、地方公共団体に紹介する必要があるので、6月末までには間に合わない。そういった御事情も考えられるかもしれませんが、そういった場合にはその旨を記載していただくということでございます。

注2、「補助金の手続」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における「補助金」とし、具体的には、補助金総覧に「補助金」として記載されるものとする。なお、平成29年度限りで同趣旨の補助金も含めて廃止されることが確定される場合は対象外とする。こちらの趣旨ですけれども、補助金は予算に基づくものという特性がありまして、法令とは違って、毎年度、事業のあるなしだとか事業の内容は変わる可能性がございます。その際、29年度限りで終わってしまう補助金を見直すというのは実益が少ないとは思いますが、例えば、事業名は変わったけれども同趣旨のものとして実質的に継

続していると考えられるものについては、対象としていくことが必要ではないかといった趣旨でございます。続きまして、「基本計画の対象手続一覧表」には、補助金総覧を参考にして、i 補助金の名称と予算（所管局等名、所管部課名、補助金名、科目名、予算額）（平成29年度予算）に ii 補助金の申請件数（オンラインでの件数、非オンラインでの件数、全体件数）（原則として平成28年度分）を記載するとあります。これは補助金総覧、これも公表されているものですが、この中には、補助金名、科目名、予算額、こういったものの情報が入っていますので、こういったものを参考にいただければ使いやすい、作りやすいということかと思えます。また、ii のほうの情報、申請件数は補助金総覧に入っておりませんので、今回は作業をお願いすることになります。

注3でございます。「社会保険に関する手続」、「従業員の労務管理に関する手続」、「商業登記等」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」については、「基本計画の対象手続一覧表」には、上記の営業の許認可等の例にならって記載する。なお、手続の申請等件数の欄については、当該手続が書類の作成等の義務である場合は、義務の対象となる事業者数を記載するとあります。この趣旨ですが、これら社会保険以下の分野につきましては、事業者が行う手続は基本的には許認可等でございますので、先ほどの例に倣って記載していただくということかと思えます。

ただ、1点異なりますのが、書類の作成等の義務というものがございまして、これは許認可等に加えてあり得るものでございますので、これらの数は許認可等に比べれば少ないわけですが、適宜補っていただく必要があるということでございます。

注4、「調査・統計に対する協力」ですが、部会の取りまとめの17ページの注3にかなり詳しく書いてありますけれども、これらの内容を少し要約したものをまずは書いてございます。読みますと、注4、「調査・統計に対する協力」については、「統計改革の基本方針」により、新たに整備・改善されるものを除いた、既存の統計調査（基幹統計調査、一般統計調査）を対象とする。被調査者が民間事業者でないものは対象外とする。他の統計を加工することにより作成される加工統計は対象外とする。なお、平成29年度に実施される統計調査を対象とするが、30～31年度に調査の実施予定がないものは対象外とするということです。「加工統計」という言葉が出てまいりますけれども、これは産業連関表などでして、そのために直接別途の調査を事業者に対して行うものではないということで、これは対象外としております。また、統計も、毎年必ずやるというわけではなくて、一定の調査の周期がありますので、こういったものに配慮する必要があるということでございます。

続きまして、読みますと、「基本計画の対象手続一覧表」には、i 統計調査の名称等（所管局等名、所管部課名、統計調査名、基幹統計調査／統計調査の別）、ii 統計調査の調査周期等（調査周期、オンラインでの回答数、非オンラインでの回答数、全体の回答数）（原則として直近に実施した分）を記載するとしております。

3ページ目でございます。

「（２）基本計画の作成」ということで、以下について記載する。①手続の概要、②電子化の状況、③削減方策（具体的な取組の内容とスケジュールを記載する。）、④コスト計測、A計測の対象とする手続、B計測時期、C計測手法ということで、このうち②電子化の状況については、部会の取りまとめの８ページをごらんいただけると、ここに行政手続簡素化の３原則がございますけれども、まさにこの原則１で行政手続の電子化の徹底をお願いしている関係から、電子化の状況を記載していただくことを考えてございます。それから、③削減方策の中のスケジュールとありますけれども、これも部会の取りまとめの１６ページをごらんいただけると、こちらの上のほうに「（３）取組期間」というところがありまして、ここで取組期間を３年にする、ただし云々とございます。こういったことも書いてもらうことを想定しております。④コスト計測につきましては、これも部会の取りまとめの１５ページになりますけれども、こちらの下の方の中で、計測時期、計測手法について、部会の取りまとめの考え方を書いているところがございますので、こういったものを踏まえて書いていただくということでございます。

「（３）参考資料」ということで、手続の根拠条文（申請等の書式・様式の根拠規定を含む）とします。

注として、対象手続の一覧表及び参考資料については、基本計画に添付するというところでございます。

２「国税」ですけれども、部会の取りまとめの１６ページをごらんいただければと思うのですが、こちらの注で削減目標とは別途の数値目標を定めることにしております。他の７分野とは違う部分もあって、こういったものを踏まえまして基本計画の作成をお考えいただくということで、章を分けて書いたものでございます。

「（１）基本計画の作成」、以下について記載する。①手続の概要、②電子化の状況、③削減方策、以下のⅰ～ⅴに関し、具体的な取組の内容とスケジュールを記載するということで、ⅰに電子申告の義務化を前提に電子申告の利用率１００％とありますけれども、以下、ⅰ～ⅴにつきましては、部会の取りまとめの１６ページの注にあります①、②、１７ページになりますけれども、①、②、③を再掲したものでございます。

「（２）参考資料」、関係条文ということでございます。

４ページ目ですが、最後は「地方税」のところですが、これもほぼ国税と同様の考え方で書いてございます。地方税については、詳細は省略いたします。

私からの説明は、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございますれば、お願いいたします。

大崎先生、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

こういう基本計画を作っていただくというのは、網羅的にといたしますか、できるだけ落

ちがないようにやっていただくことが重要だろうと思うのですが、一方で、例えば、この営業の認可・許可ということになると、実際にほとんど申請がないようなものについてまで結構時間のかかる作業をやっていただく必要があるのがどうかというのは、ちょっと疑問もあるような気がしまして、せっかくこの件数についても確認してもらおうということであれば、件数が著しく少ないものについては特段やらなくてもいいですよということにしたほうがいいのかなということをちょっと思いました。

これは私が、たまたま自分が詳しい分野で思いついたものがあつたせいでそういうことを言うのですが、例えば、金融庁はいろいろな免許・許可・認可の権限を持っているのですけれども、例えば、取引所の設立免許とか、そんなものもあるのですが、これは恐らく申請はゼロだろうと思うのですけれども、そういったものにまで計画を作るのは形式的で無駄かなと、そんな気がした次第です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

私から2点お聞きします。1点目は、これまでの事業者アンケートで非常に負担感が高いと言われた統計調査に関してなのですが、ご説明いただいた作業方針の内容を見ますと、統計調査や法令に基づかない調査をこれでどのように把握していくのか、というのがあります。

2点目は、今後、「対象手続一覧表」をお作りになるということですが、その手続の中には様式も含まれているのかどうか。つまり、事業者アンケートでは、様式の重複感があるという回答が結構あつたと思うのですが、対象となる手続の中に様式も含まれるのかどうか。

この2点につきまして、お聞きしたいと思います。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 今、お2人の委員から御質問があつた点ですけれども、まず、大崎専門委員からお話のございました、件数が極めて少ない場合については、問題意識は持っております。端的に申し上げれば、ゼロのものについて改善の努力を今行う必要は恐らくないと思いますので、ゼロのものは除きたいと思っておりますし、少ないものも除くべきではないかという問題認識は持っておりますので、引き続き調整をしてまいりたいと思っております。

川田専門委員からお話のございました統計調査のうち、法令に基づかないという話でございまして、今回、17ページのところでございまして、統計法に基づくものについて既存の統計調査を対象とするということで今回はお示ししておりますが、②の統計調査以外の調査にそれ以外のものが入ってまいりますので、それについては次回以降のこの部会において横串を刺していくということで、別途検討させていただきたいと思っております。

もう一つ、手続の一覧表の中で様式はというお話がございますけれども、今回は手続です。当然様式を全て含んだ概念でございますので、恐らく実際の作業においては、手続の規定そのものの見直しもでございますけれども、様式の見直しは当然大きな論点ですし、そもそもの様式も含めた手続の電子化というのも大きな論点だと思っております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○川田専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

それでは、吉田委員、佐久間専門委員、どうぞお願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。

この基本計画の作成は、やはりグランドデザインになると思うので、最初から新しい取組ですから、皆さん方向性を合わせておくのは大事なことだろうと思っております、あえて聞かせていただきたいと思うのですけれども、最初の基本計画というのはもちろん各省庁に作っていただくという取組になると思うのです。最終的に、この過程でいろいろな質問をしてまとめていくのだと思うのですけれども、でも、やはり最初の基本計画を立てるにしても時間をかけてやっていただくわけですから、本当の意味でこの3大原則を踏まえた作業をしていただかないといけないと思います。いかにデジタルファーストになっていたとしても各省庁なりのものでできてしまっただけでは時間の無駄になってしまうので、この大原則を踏まえて、特にワンスオンリーのところは、各省庁が勝手・独自に作っても、もとの意味のワンスオンリーにはならないと思うのです。ワンスオンリー、特にこの大原則を踏まえた手続の概要を出してくださいというのを明確にして、KPIもある程度打ち出しておかないと、間違いなく手戻りが多い作業になるのではないかと思います。そうすると、最初から横断的な議論も必要になり、それに見合ったファンクションを持ったグループやチームができるのだと思いますけれども、そこは指示を出すときに明確にしておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。3大原則というものを踏まえた手続の概要を出してくれということなのだろうと思うのです。

何を気にしているかということ、でき上がったプランの中で最終的に集められたデータが、官民の中で将来、活用されるようにしなければならない。フィジカルにはワンストップではないにしても、デジタルの世界ではワンストップでワンスオンリーでというものを作っていくためにも、最初からそこをボタンのかけ違いがないようにしておく。ですから、方針をアウトプットとする際、この件に関しても指示として出しておくべきかと思っております。

お願いします。

○高橋部会長 それでは、佐久間専門委員、お願いします。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

私からは、3点。

まず、先ほどの営業許可等で極めて少ないものは要らないのではないかと、一覧表は作った上で件数が極めて少ないものについては基本計画までは要らないというこ

となのかどうかという点、それと、今は極めて少なくともこれから増えるものも当然あるわけなので、その辺は単に足元が少ないので基本計画は要らないということには当然ならないということだと思います。

2点目として、これは念のためなのですけれども、営業許可のところの注で「事業者が事業の開始、継続・拡大、終了・承継に必要となる許認可等を含むものである」と、ここにはないのが営業の拡大ではなくて一部変更とか、当然そういうものも入るということと、これに関係すると、届出、例えば、営業許可をもらったときに、これは一つの例ですけれども、取締役が誰でと、これが変わったときに、当然それについては変更の届出を出すはずなのですが、そういうものも当然これに入ってくるというところがはっきりしてこない、意外とそこが手間がかかる。住所が変わっただけで出さなければいけない。これはまさにワンスオンリーにもかかわってきて、どこかでそれを出しておけば、ほかの手続ではもう要らないと。つまり、何々会社について取締役の変更はどこかに出せば、ほかで同様のものを求められたときは出さなくていいと、多分こういうことなので、これについてはちゃんとはっきりそれがカバーされることを分かるようにしたほうがいいのではないかと、いう点です。

次に、2ページの注4の統計のところ「平成29年度に実施される統計調査を対象とするが、30～31年度に調査の実施予定がないものは対象外とする」という意味がよくわからなくて、例えば、32年度に予定されるものは対象外になってしまうのか。なぜこういう制限をしているのかということを知りたいということでもあります。

以上です。

○高橋部会長 議長。

○大田議長 ありがとうございます。

2つあるのですが、1つは1ページの、今、佐久間さんから質問のあった営業許可のところ、注の括弧の中に「事業を行う際に道路の使用許可などが必要としても、当該許可は含まない」とありますが、これはこれでいいのですかと、むしろ事業者の方にお聞きしたいと思います。何かをやろうとすると付随した許可がたくさんあって結構大変とお聞きします。

次に、3ページの基本計画の作成で、これはこれでいいのですが、報告書の9ページに書かれている「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」、その処理期間が長いとか、基準が分からない、処理期間が事前に示されないといった、これは取組の中でどういう形で反映されるのか。これは大変重要なポイントだと思うのですが、どういう形で基本計画に入ってくるのでしょうか。

以上です。

○高橋部会長 まとめてお願いします。

○刀禰次長 まず、私から全体的なお話にお答えさせていただきます。

まず、吉田委員からお話のございました、3原則を踏まえた対応、ワンスオンリー等が

非常に重要であるというのは同じ問題意識でございます。今のお話も踏まえまして、そういった3原則をしっかりと踏まえた形の見直しをしてくださいということは、書き加える方向で検討したいと考えております。

また、今、大田議長からありました、取り組むべき事項につきましても同様でして、まさにこの部会の取りまとめのときにございました観点を踏まえて、そういったものをちゃんと取り組んでくださいということも書き込む必要があるかと考えております。

次に、佐久間専門委員からございましたけれども、極めて少ないものについて、今の考え方といたしましては、当然件数が本当に少ないかを確認する必要がありますので、一覧表には全部載せていただいた上で、計画を作るという労力まではかけなくてもいいのではないかという考え方ですが、その際に、足元が少ないとか、中には少ないものでも重要なものがあるかもしれないとか、そういったことについては引き続き検討させていただきたいと思っているところでございます。

それから、営業の一部変更というお話がございましたけれども、これにつきましては、先ほどの1ページの中の継続・拡大に必要となる許認可等というところで全て入るという前提ですし、各省にもそのように説明をしてみたいと思います。

また、届出、例えば、取締役の変更についても、許認可等の「等」は届出等も全部入っています。ただし、ここで書いてある法律に書いてあるというのは、全く違う法律で求められているものはそっちの法律を持っている部局が手続をやらなければいけませんので、あくまでも、もとの何とか法であれば、何とか事業法に書いてあるという手続について、一緒にやってみていただくという趣旨でございます。

そういう意味では、営業の許可のところで大田議長がおっしゃった道路の使用許可というのは、ここで言っているのは、例えば、何業が適切か分かりませんが、運輸業か何かの中で事業をやっていくためには、道路の使用許可をもらうことは当然あり得るわけでございます。でも、それは運輸業のところの基本計画に書く必要はなくて、道路の使用許可であれば、道路の使用許可が今回のどこの対象になってくるかということの中で、その道路の使用許可の所管省庁がどういう義務を負うかということ判断すべきということですので、もしそういうものが出てきましたら、運輸業のところでも道路の使用許可が出てきて、別の観光業のところでも道路の使用許可が出てきても、それは全く省庁間も越えてきますし、各省単位で作れなくなりますので、あくまでもそれぞれの担当としては、それぞれの所管法令に基づいて担当してもらうという趣旨でございます。

○高橋部会長 大田議長から御質問がありましたが、それに対して何かコメントを頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

御二方、どうぞ。

○川田専門委員 私も刀禰さんがおっしゃったような意味で受け取ったわけで、そのようなものはちゃんと含まれるのだろうと理解しました。私の業界でもいろいろな絡みがありまして、国土交通省に届け出るものであったり、資源エネルギー庁だったり、そういうこ

とを分けてこういう表現にされたのだなということで、私は理解いたしました。

○高橋部会長 佐久間専門委員、それでよろしいですか。

○佐久間専門委員 まず、道路の使用許可というのは、これは重点分野以外の18番に当たるので、今回は入ってこないと理解しているのです。つまり、今回は外れたもので道路・河川等の利用に関する手続というのは重点分野に入らなかったもので、今回は、当然道路使用許可は入らないと、このように理解しています。

それと、先ほど私の統計のところのお答えがなかったので、よろしくをお願いします。

○高橋部会長 両方ともあわせて、どうぞ。

○刀禰次長 まず、道路につきましては、もし道路の使用許可ということであれば、御指摘のとおり、重点分野以外の手続になってまいりますので、今の取りまとめの18ページに書いてございます、各省庁は、行政手続簡素化の3原則及び取り組むべき事項を踏まえ、削減に向けた取組を進める。手続部会は、各省の取組について、必要に応じて、工程表の提示を求めるなどフォローアップを行うと、この枠組みの中で対応されることとなります。

統計につきましては、参事官からお答えします。

○大槻参事官 統計につきましては、ものによりましては、29年度にやった後に、例えば、4年後だとか5年周期でやっているものといったものがございます。こういったものが、次回が31年度とか32年度になるものでございますので、今回の整理としては、そういったものは対象としないこととできるのではないかと整理したものでございます。

○刀禰次長 補足をしますと、まさに今回はここにございますけれども、重点分野を作った基本計画のコスト計測をしていただいて20%削減を目指すわけですが、3年の期間内にコスト計測の機会がないということなのです。ですから、実際にやってみていただく方についても、民間にヒアリングをするわけですから、やってみてどうでしたかということも聞いていかなければいけないわけですが、3年の間にやってみる機会がないものですから、コスト計測ができないのに20%削減対象となる基本計画を作っても、それ自体はしようがないでしょうという趣旨でございます。

他方、各省庁がもちろんいろいろな意味で取り組んでいただくことを全く妨げるものではありません。ただし、義務として重点計画を、そこまで、例えば、10年に1回のものについて、今回は20%削減の枠組みの中でやってみていただいてチェックをしても、結果が検証できないというややテクニカルな理由で書いているものでございます。

○佐久間専門委員 今まで全くないものは当然測れないと分かるのですけれども、過去あったもので32年度に来るものがあるかどうか分かりませんが、少なくとも過去に同じ調査をしていれば、それはデータがあるはずなので、それを対象から除くと、将来の問題は解決されないということになってしまうのです。

○刀禰次長 考え方といたしましては、例えば、10年に1回のものがあったといたします。そのときに、次回が仮に10年後だとしたときに、10年後に本当にどういう調査項目になっているか、その時点でITをどれだけ使っているか、今の時期に考えても分かりませんし、

仮に改善すると言ってみても、それが実際に改善されたかどうかの評価を民間の方に聞くのが現実に3年以内には無理ですので、そういう意味では、別にその分野を放置していいという意味で申し上げているわけではございませんが、少なくとも基本計画、コスト計測と、この枠組みの中に入れるのが性格的に難しいのではないかという意味でございます。

ただ、例えば、そういうものがあつたときに、調べていけば分かるわけですから、3年後、この計画が終わつたときの評価として、今回の期間内に終わらなかつたものについても、また次なる改革の取組を進めていくというのは当然あり得ると思います

○佐久間専門委員 10年後というと、確かにそうでしょうということになるのですが、32年度に予定されているもの、これはこの計画が終わつてすぐ来て、それは何もされていませんということになるので、そういうものがあるかどうかということを含めて、これは何もしないということなのですね。つまり、手続一覧にもそういうものは。

○刀禰次長 違うのです。何もしないのではないのです。基本計画のこのフレームに入れていないというだけです。

○佐久間専門委員 32年度に来るものは手続一覧には入ってこないのですね。

○高橋部会長 事務局、一覧表には入らないのですか。

○大槻参事官 ここに書いたものは入れないという趣旨で書いたのですけれども、入れることが適当かどうかを含めてまた検討したいと思います。

○佐久間専門委員 基本計画そのものがない場合があるだろうというのは分かるのですが、一覧表から除くというのがよく分からないのです。

○刀禰次長 先ほど、少ないものについては、一覧表には載せるけれども、基本計画は要らないと申し上げました。同じような論理からすれば一覧表に載せる方向もあると思いますので、改めて検討させていただきます。

○高橋部会長 そこは事務局に検討してもらいましょう。

どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

原委員と國領専門委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

大体ここまで皆さんがおっしゃつたことと大分重なりますが、基本計画の中で、削減方策の部分、具体的にどんな取組をやってどういうスケジュールでやっていくのかということ、いかに明確にしっかりした内容を作つていただくのかということが決定的に大事だと思います。この中身が抽象的になったり、細かな取組が個々の手続ごとに書いてあつて、どう積み上げても20%になりませんみたいなものが出てきても、これは困つてしまうわけではございまして、この削減方策でどういうスペックの内容を求めるのかということ、今日の紙は項目だけということであるとしても、関係省庁とより具体的に共有しておいたほうがいいかと思ひました。

先ほど吉田委員がおっしゃつたことともかかわりますが、一つの省に閉じた取組だけで

はなくて、他省とバックヤード連携して抜本的に手続を効率化するといったこともやらないと、とても20%まではいきませんということが出てくるかと思imasるので、そういった取組をどう組み込んでいくのかということも、ぜひ明確に共有いただけるといいかと思imasました。

以上です。

○高橋部会長 國領専門委員。

○國領専門委員 今の原委員の最後の論点とかなりかぶっているのですけれども、基本的にこれは各省庁別に基本計画を作成することになっているのですね。そうすると、こちらの参考資料2の21ページだと、個別分野の手続と並んで、各省庁に共通する手続がありまして、これが省庁別に基本計画ができるのだとすると、そこに横串を通す手間をどこかでかけないといけないのではないかと。特に営業許可などですと地方公共団体などの計画がとても大事になってくるので、それを省庁としてこうやれと言えないとしても、どういう取りまとめをする努力をするかということぐらいは盛り込んでおかないと、ワンスオンリーどころではなくなってくると思うのです。そこはどうするのですか。基本計画は全部省庁別なのですか。

○高橋部会長 事務局、まとめてお答えください。

○刀禰次長 基本計画は義務をかけていくものですので、これは省庁別にやってもらわないといけないのですが、他方、先ほど吉田委員からもあり、今、原委員からもあり、國領専門委員からもありましたけれども、横串的な各省連携にさらに地方まで含めた連携が必要になってくるというのは当然この作業の大前提ですし、3原則についても、デジタル化についても、電子化の徹底についても、当然そういう連携なしにばらばらにやっていったらおかしくなりますし、ワンスオンリーと言われている一度だけの原則についても、当然そういうことも考えていかないといけないと思imasしております。

今回の枠組みの中では、また各省庁に説明をしなければいかぬ、共有すべきというのは原委員のおっしゃるとおりなので、いずれやらなければいけないと思imasしておりますが、当然その原則にのっとって、省庁を越えたことについても御検討いただく必要があるのは当然のことだと思imasしております。6月段階ですと実質2カ月の期間でするので、こうしますということが書けるケースはある意味ではかなり限定されているだろうと予想はされますが、そういうことに取り組んでいきたいということができる限り具体的にしっかり書いていただく必要があるだろうと思imasしております。

特に地方公共団体のものについては、地方にこういうことを相談したいとか検討したいということをおそらく決めつけた書き方はなかなかできないと思imasるので、当然地方も一緒になってやっていきたいということをしかり書いていただく。その中で、1つは、基本計画の改定が翌年3月に予定されていますので、それまでに当部会としてもチェックをいただくわけですが、当然改定までに各省庁におきましても具体的にことしの6月時点でのこういう検討をしたいという内容の肉づけは必要になってくるだろうと思imasるので、

肉づけしていただく状況を伺いながら、最終的には部会の意見としても出していただいて、内容を充実させていく必要があるだろうと、思っているところでございます。

そういう意味では、今お話があった点は、問題意識はすべて共通でございまして、横串の取組ということをいかに進めていただけるか。そういう意味では、今回は6月には、今回の4月の作業方針を踏まえて、できる限りのことを誠実に各省庁に書いていただいて、それをさらに翌年3月に向けて深めていただく。部会としてもチェックをし、コメントをし、改善を求めていくという構えの中でやってまいりますし、例えば、今の電子化の徹底なりワンスオンリー的なものにつきましては、IT本部でも同様の問題意識を持っていろいろな取組をされていくと聞いていますので、そういう形の中でも当然個別の手續についての共通的な取組が出てくるだろうと思っております。

國領専門委員からの各省に共通する手續についてでございますけれども、これについて、例えば、補助金などであれば、やはり補助金の性格、目的で、必要な情報、手續、文言はかなり違ってまいりますので、基本的には各省でしっかり考えてもらう。ただし、出てきたものをチェックする段階では、当然よくできているもの、できていないものが逆に明らかになりますので、よくできているもの、参考にすべきものを踏まえまして改善を求めていくことになろうかと思っております。

営業の許可等についても、地方との関係とか、手續の進め方とか、事項によってかなり個別性も違いますので、できる改善をしていただくことが基本になろうと思っておりますが、その横串を通せるものは通してもらいながら、電子化も進めていただくものと思っております。

以前、御説明しましたが、入札・契約に関しては、仕事の内容がある意味省庁横断、物品を購入するにしても、役務を購入にするにしても、工事をやるにしても共通ですので、これについては横串を通していくということで、次回以降の当部会で横串の通し方を御検討いただくことになっているところでございます。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 私が勘違いしていたのかもしれないのですが、具体的に言うと、この営業の許認可は多くのところが地方自治体で、具体的に言うと、例えば、飲食店免許はまさに地方自治体ですけれども、今回のこの作業で飲食店免許の手續というのはこの一覧表に入ってくるのですか。入ってこないのですか。

○大槻参事官 入ってきます。

○佐久間専門委員 そうすると、基本計画は、飲食店免許だと厚労省がこういう方向でやるのだということをつけるという理解でよろしいでしょうか。

○刀禰次長 法律の所管は厚生労働省ですので、厚生労働省が手續を一覧表に記載した上で、当然、現場は地方にあるものもございまして、こうするというのを6月の段階で書き切れるかどうかは別でありますけれども、どういう形で取り組んでいくかということに記載していただき、さらにそれを部会でチェックをしていくことになろうかと思っております。

○高橋部会長 森下部会長代理、どうぞ。

○森下部会長代理 今のことに絡むのですけれども、横串を刺していく前に、実務的には各省庁間の調整に任せてしまう。要するに、各省庁の間ですぐに横串でつながる話がつくのかどうかというところが何となく大丈夫かなという気がして、そこに関しては書き切れないというか、あるいはすごくもめた場合は我々のところが何らかの関与をするという形でやるのですか。

○刀禰次長 各省庁で考えていただく中で、横串を通していただく必要があるものがあるものいろいろ出てくるわけです。横串の通し方については、当然関係省庁間で議論も行われていくと思います。その中で、例えば、部会の役割については、部会がちゃんと横串を通した形をやってくださいと、場合によっては両方一緒に呼んで議論することもあると思います。

IT関係については、先ほど申し上げたIT戦略本部でデジタルファーストとかワンスオンリーという原則を入れていこうという動きが既に出ていますので、当然そういう中での調整も行われます。

また、個別の分野を見ていく中で、仮に各省庁の取組がばらばらで困ったというものが出来た場合には、どういう方策をとるか部会でも御検討いただく必要がありますし、また、内閣官房にもあらかじめ今回の取りまとめに際し、仮に横串的な議論が出てきたときには内閣官房の調整をお願いすることがあり得ますという形で、事務的には了解をいただいております。

○高橋部会長 森下部会長代理、どうぞ。

○森下部会長代理 もう一点、重点分野以外のものの議論はいつ出てくる形になるのですか。次回ぐらいの予定でいいのですか。工程表から、重点分野以外も作ってもらうことになっていますね。そちらに関しては、基本方針でいつごろを考えればいいのですか。

○刀禰次長 重点分野以外については、この取りまとめについて3月31日に各省に既に協力を要請し、各省も既に知っていますので、それぞれまさに4月1日以降、必要な取組を進めていただいているということだろうと思います。

あとは、当部会において何か個別的に気になるものがあればヒアリング等を行って、場合によっては工程表の作成を求めるということですので、それは部会の運営として、重点分野以外は、個々のものについて何か御関心があった場合に取組を検証していくことになるかと思います。

○森下部会長代理 今の話は、一義的には、重点分野以外は各省庁からのアクションを待って対応するということですね。

○刀禰次長 こちら側でヒアリングをするという意味決定があれば、それについてのヒアリングを行っていくということだと思います。

○高橋部会長 必要に応じて、私どもがこれは問題で取り上げる必要があると言え、そこについてヒアリングを実施し、確認するという話だと思います。

○森下部会長代理 単純に心配しているのは、上がってこないものがいっぱいあるのではないかと心配していて、要するに、工程表を上げなければいけないというところ

ろの認識がどの程度皆さんにあるのかということが心配になったのです。

○高橋部会長 網羅的に工程表を上げろと言っているわけではなくて、必要があれば工程表として作ったものを出してくださいというお願いをするというやり方なのです。

○森下部会長代理 それでは、こちらが言わない限りと。

○高橋部会長 重点分野以外は、こちらが能動的に言っていくという話だと思うのです。いろいろなものが残っていると思いますので、気になるものをちゃんと取り上げていくということだと思います。

吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 2回ぐらい前のこの部会でしたか、刀禰さんにも私が御相談申し上げた組織の話というのは非常に気になっています。

この前の経済3団体から総理にあった提言の中でも、強いリーダーシップのもと、各行政機関の縦割りを排除して国と地方の連携を実現すべきであると。本当にそこに尽きるのだろうと思ったのですが、今、海外の事例を皆さんにお勉強していただく中で、その事例の中からも、成功事例はまず最初に横串的な組織を作りましたという国がほとんどなのです。だから、そこは6月の答申に具体的なものは恐らく難しいのだと思うのです。ただし、そこで今後の検討事項ということで明確に示しておくべきなのだろうと思います。

なぜそう申し上げるかというのと、今のBPRとITの基本設計は連携して動かないといけないうのです。これは大基本だと思うので、IT設計というか、その思想の中で最初にBPRのところ盛り込まれている。BPRというのは、間違いなく実際に業務をしていらっしゃる各省庁から出てこなければいけないわけですね。それがITのデジタルの世界に落ちて、どういうデザインになるか、その部分と全く同じ足並みを取ってそろわないと、先ほども申しあげましたが、これは手戻りが多くなると思います。あとは調達のところもそうですね。

だから、組織の問題は遅かれ早かれ必ず出てくると思いますので、みんなの仕事を楽にするためにも、あるべき横串的な連携の組織というのか何というのか、その作り方は検討課題としてどこかに明記されておくべきなのではないかとは思っています。

○高橋部会長 事務局、いかがですか。

○刀禰次長 今の点については、吉田委員の問題意識は既に伺っているところでございます。今回、この作業方針の話ではないと理解しております。あくまでもこの決まったことを各省に作業していただくという話ですので、それ以外の点で、今後、規制改革推進会議または行政手続部会としてどういうことを議論していくか、それについてはまた議長なり部会長と御相談しながら議論を進めていただければと思います。

○吉田委員 ぜひよろしく申し上げます。

○高橋部会長 横串の書き方を事務局と相談しながら検討したいと思います。

議長、いかがでしょうか。

○大田議長 先ほどお答えいただいたこの手続の透明性のところ、9ページの取り組むべき事項については、単にこれに留意しながら、というだけでは進まないと思うのです。こ

この取組の内容のところにも「手続に応じて上記の負担感の減少に向けた取組を行う」と書かれていますので、基本計画を作るときに、手続の透明性の問題がないかどうかをチェックし、問題がある場合はその減少に向けた取組を行うことを明記することが必要ではないかと思います。

○高橋部会長 事務局、そこはいかがでしょうか。

○刀禰次長 御指摘を踏まえて検討いたします。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

大体出尽くしたという感がございますので、議論はここまでにさせていただきたいと思えます。

本日の議論を踏まえまして、今月中に取りまとめをした後、速やかに各省庁に計画策定の作業を開始していただくこととなりますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

今後の部会の進め方につきましては、参考資料1でお配りしているとおりに進めたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○高橋部会長 最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局から連絡いたします。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。

恐れ入りますが、委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、そのままその場にてお待ちいただきたいと思います。よろしく申し上げます。